

豚肉の輸入価格高騰の背景と今後(後編)

～従量税適用は2022年度ピークに激減～

そもそも輸入豚肉は、かつて肉豚1頭当たりの生産費が米国:1万円、EU:2万円に対し、日本は3万円と言われたなかで、当初はハム・ソーセージの加工原料となるモモ・ウデなどの低価格部位を、いかに安いまま輸入できるかが加工・輸入業者の至上命題だった。枝肉の価格安定制度にリンクして年度ごとに設定されていた「基準輸入価格」よりも安い豚肉が国内に流通しないために措置されたのが差額関税制度だった。ところが、その運用が始まった直後の混乱のなかで国が認めた「コンビネーション」という枠組により、安い価格帯の部位を高価格部位と組み合わせた加重平均価格(課税後)が基準輸入価格を上回ればOKとされたことで、制度の形骸化が進むことになった。今、差額関税制度は事実上廃止されたが、前号でも述べたとおり、制度の一部に過ぎなかった「分岐点価格」のみTPP発効を経て現行の関税制度に組み込まれている。当初から、そのことの功罪は指摘されていたが、実際にはどう作用しているのだろうか。

◆基準輸入価格と分岐点価格

まず、「基準輸入価格」と「分岐点価格」の言葉の定義、両者の関係を整理しておきたい。

◎基準輸入価格(最終546.53円/kg・廃止)

差額関税制度に基づき課税されたあとの輸入価格で、それよりも安い輸入豚肉が流通しないように設定された価格。旧・畜安法に基づく豚肉価格安定制度の下で年度ごとに設定されていた安定基準価格(市場価格がこの価格を下回ると調整保管の検

討に入る価格)と安定上位価格(市場価格がこの価格を上回ると、関税の減免による輸入障壁の緩和を検討する価格)の中央値とされていたが、ガットウルグアイラウンド(UR)合意に基づき、1995年度以降、段階的に引き下げる価格が決定され、国内相場とのリンクが外された。その段階引き下げの最終価格が、2000年度以降のkg当たり546.53円で、輸入急増時にはこの価格を大幅に引き上げる緊急措置(いわゆるSG)も導入された。

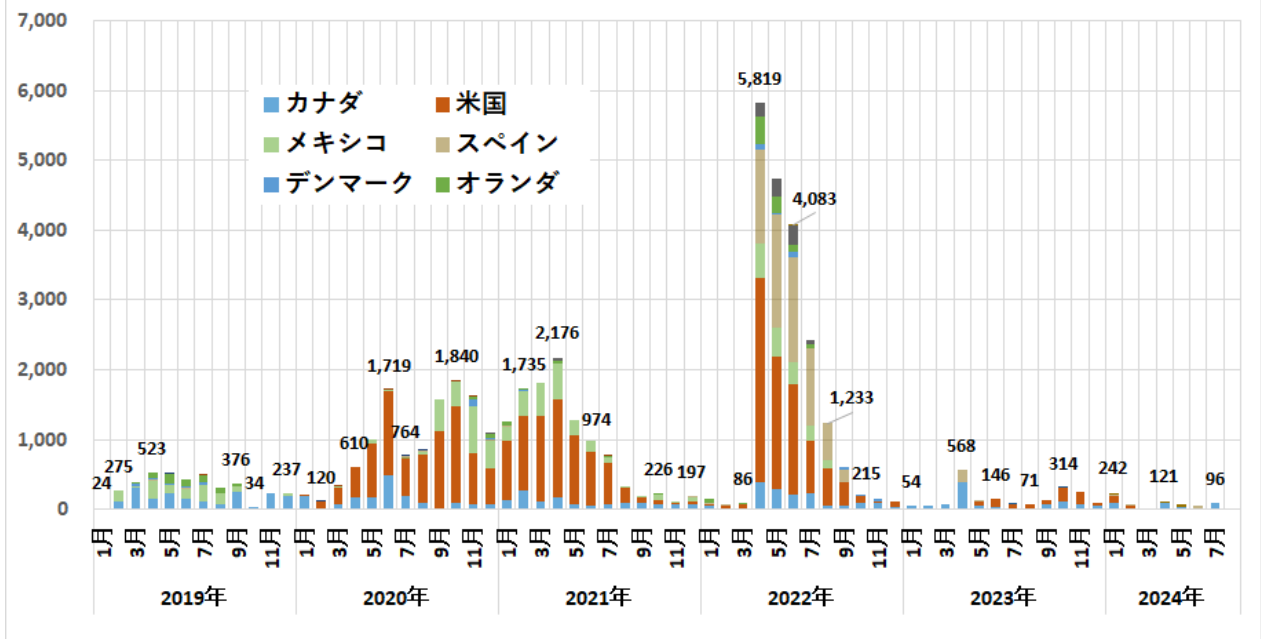
◎分岐点価格(524円/kg・持続)

差額関税制度の下で、この価格以上で輸入すれば、従価税の適用となり差額関税よりも1kg当たりの関税額が安くなる“境目”の価格として、運用上利用いられてきたのが分岐点価格だ。例えば、2000年度以降、基準輸入価格が546.53円に引き下げられた時点で、UR発効前には10%だった従価税が4.3%にまで削減されていたが、この4.3%を課税したあとの輸入価格が基準輸入価格の546.53円になる課税前価格524円が分岐点価格となる。例えば、課税前500円の輸入豚肉は分岐点価格よりも安いので従価税ではなく差額関税の適用となり、基準輸入価格との差額である46.53円が課税される。このように、従来は基準輸入価格が先にありきの分岐点価格だったが、TPP合意により基準輸入価格は制度上なくなり、最終段階の“524円”という価格とともに、分岐点価格という用語が残り、従価税の適用になるか、従量税の適用になるかの境目を示している。

◆為替が円高に振れるなかでの輸入動向

1ドル:120円程度までの円高環境においては、米国からの輸入豚肉に限れば、現地価格が上昇した時期においても、日本に輸入されるほとんどの部

図1 従量税適用の豚肉輸入量の月次推移



位が分岐点価格(524 円)を大きく下回り、とくに加工原料となるウデや、日本では高級部位とされるロースは 150~200 円程度で調達可能だった。これに輸送費等を乗せても 200~250 円程度(CIF 価格)で確保できていた。そうした状況で、とくに 100 円を割り込むまでの円高が進むと、高価格帯のヒレやバラさえもが分岐点価格を下回り、そうすると、どう高価格部位を多く組み合わせても、その加重平均価格が分岐点価格を上回ることとは不可能になる。そうした環境下で脱税行為が横行し、常態化したことは前号で触れたとおりである。業者は、日本における通関時の輸入価格を高く偽って申告していたが、2012 年 4 月の財務省関税局長通達による豚肉輸入審査の厳格化以降、それが難しくなると、前号で述べたように、今度は米国から輸出される通関時の申告単価が分岐点価格に近づくようになってきた。“ブラックボックス”の場所が移動したのである。

その後、アベノミクスによる円高の修正、米国における PED 大流行の影響に始まり、輸入価格が上昇する局面が何度か生じるなかで輸入構造の実態が見えにくくなったことも、前号で伝えたところである

◆TPP で措置が決まった従量税 50 円/kg

そんな状況下、TPP11 交渉が 2017 年 11 月に大筋合意に至り、①従価税(発効前 4.3%)の段階的削減と 10 年目の撤廃、②差額関税を廃止して従量税 125 円/kgを設定し、段階的に削減して 10 年目(最終点)に 50 円/kgとすること、が決まった。協定は 2018 年度に施行され、2027 年には早くも“10 年目”を迎えることになる。

当時、豚肉の輸入に関わった関係者らに取材すると、従量税が 1 kg 当たり 70 円(2022 年度)、50 円(2027 年度)となるなかでは、コンビなら関税がほとんどかからないとしても、「コンビを組むための経費や、コンプライアンス違反が指摘されたときの代償を考えると、輸入豚肉のほとんどは従量税を選択するようになるだろう」と指摘する意見が多かった。実際、協定が発効した 2019 年 1 月の輸入分から“従量税 125 円/kg”を選択しての輸入が始まり(図 1)、翌年にはそれが増加する気配を示した。さらに従量税が 125 円から一気に 70 円まで引き下げられた 2022 年 4 月には、それまで 2000t 台が最大だった月間輸入量が一気に 5891t にまで達した。しかし、その後は減少の一途をたどる。

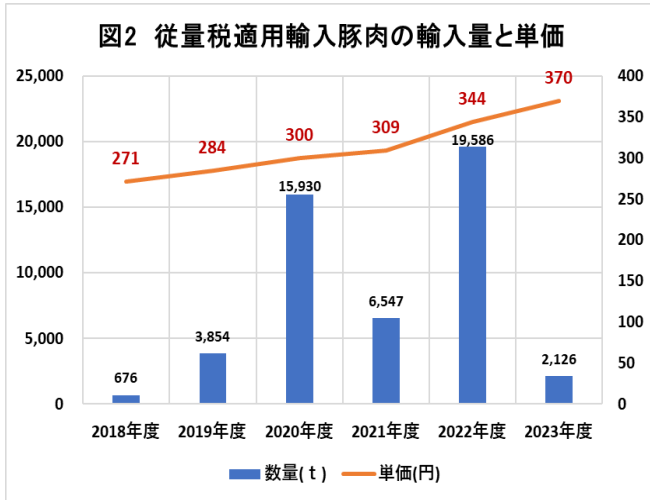


表1 従量税適用の輸入量と輸入単価(課税前)

国名	2023年度		2022年度	
	t	円/kg	t	円/kg
カナダ	976	353	1,658	319
米国	891	394	8,235	363
スペイン	230	352	6,270	328
フランス	23	305	12	245
スウェーデン	6	344	0	0
メキシコ	0	0	1,547	343
アイルランド	0	0	814	353
オランダ	0	0	783	338
デンマーク	0	0	267	311
合計	2,126	370	19,586	344

図2には、同じく従量税を選択して輸入された豚肉(部分肉)輸入量の年度ごとの合計量と加重平均単価の推移を示した。年間で最も従量税適用が多かった2022年度は、4月から初めて、税額が2桁の70円/kgとなった年度で、年度間の輸入量は1万9586tにまで達した。それでもこの数字は、年間総輸入量96万5144tに対して2%にしか過ぎない。表1には、2023年度の従量税輸入量と輸入単価を国別に示したが、図2も併せて見ると、輸入単価は確かに上昇傾向が続いている。従量税は、2022年が70円、2023年は66円、2024年は62円まで下がっており、2023年の米国産なら394円に62円を課税すると456円になる。脱税しようと思えば394円の豚肉を524円だと高く申告することで分岐点価格に達して従価税0.9%、わずか4.72円の課税で済む。コンビネーションも

表2 2023年度のシーズンドポーク等調整品輸入量

順位	国名	2023年度		2022年度	
		t	円/kg	t	円/kg
1	米国	80,204	531	80,640	495
2	カナダ	16,364	520	10,724	444
3	デンマーク	16,186	539	14,854	411
4	メキシコ	10,021	520	9,960	421
5	チリ	9,552	505	7,675	376
6	アイルランド	6,697	557	4,204	425
7	オランダ	3,422	490	6,990	383
8	スペイン	1,392	487	3,248	368
9	中国	547	710	342	707
10	タイ	292	1,656	416	1,529
11	韓国	72	585	84	609
12	シンガポール	5	2,369	6	1,924
13	台湾	1	1,100	0	0
14	フィリピン	0	684	8	357
合計		144,754	531	139,151	463
内・清浄国合計		143,837	528	138,294	459

(財務省貿易統計：税番160242090の合計値)

今ならバラやヒレとの組み合わせで比較的簡単に分岐点を超えられる状況だと考えられる。

今後、従量税が2025年に58円、26年に54円、そして27年に50円の最終点にまで削減されることは確定しており、現地価格と為替の水準がこれからどう動くのかに、従量税選択の動向は左右されることになる。ただし、税金というものは誰にとっても、なるべく払いたくないものであり、ギリギリの“節税”を関連業者が追求し続けることは防ぎようがない。前号でも触れたが、そこに不正があるかどうか、既に関税当局も追及できない形が出来上がっていると考えられるだけに、実体は藪のなかだと言わざるを得ない。

◆シーズンドポーク輸入量落ちず

ソーセージ原料として、ミンチ状にした豚肉に一定割合の香辛料を加えた「シーズンドポーク」は、従来20%の従価税で、安価な原料を比較的低率の関税で輸入できることから実績を伸ばしてきた。TPP等では、等分割減率で毎年税率を引き下げ、6年目に無税とすることとされ、2023年度がその撤廃年だった。非加熱で輸入できる国からの14万3837tは過去最大量である(表2)。